

令和8年3月6日

指定障害福祉サービス事業者 殿
指定特定相談支援事業者 殿
指定障害者支援施設設置者 殿

岡山県子ども・福祉部指導監査課長

障害者総合支援法に基づく指定共同生活援助事業の実施に関する取扱指針について（通知）

平素から県の障害福祉行政の推進に別格のご理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。障害者の様々なニーズに応えるため、県内において共同生活援助事業所の申請が増えている現状を踏まえ、共同生活援助の立地要件等についてあらためて通知します。

なお、この通知は、令和8年10月1日以後に受理する共同生活援助事業の指定申請、共同生活住居の追加に係る変更届等について適用するものです。これに伴い、平成26年6月26日付障第726号「障害者総合支援法に基づく指定共同生活援助事業の実施に関する取扱指針について」は廃止します。

指定共同生活援助事業の実施に関する取扱指針

1 基本方針

世話人及び生活支援員について、指定共同生活援助を提供するために必要な員数を確保すること。共同生活住居については、利用者のさらなる地域移行が促進されるよう住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域に設置すること。

2 人員に関する事項

- (1) 常勤換算方法で人員配置基準を満たしている場合であっても、世話人等の配置がない日（世話人等による支援が行われていない日）については、報酬を算定することはできない。なお、利用者の個別支援計画書に記載された支援時間帯には、世話人又は生活支援員を配置しなければならない。
- (2) 各共同生活住居に専任の世話人等の配置がなく、一の世話人等が複数の共同生活住居を巡回して支援を行う場合は、巡回支援をする旨及びその内容等を勤務形態一覧表に明記すること。

3 設置場所

- (1) 共同生活住居は、入所施設又は病院と同一敷地内に設置しないこと。
- (2) 共同生活住居と日中活動サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限り、従たる事業所及び作業所を含む。以下同じ。）は、原則として同一敷地内に設置しないこと。ただし、次の全ての条件を満たす場合に限り、同一敷地内への設置をすることができる。なお、同一敷地とは、単に敷地が同一の所有関係にあるかどうかで判断するのではなく、一体的に利用可能な一団の土地をいう。
 - ① 共同生活援助の利用条件として、併設する日中活動サービス事業所利用者に限定しないこと。また、併設する日中活動サービス事業所の利用条件として、当該共同生活援助利用者に限定しないこと。
 - ② 共同生活援助の管理・運営面において、日中活動サービス事業所からの独立性が確保されていること。なお、職員の兼務のみをもって管理・運営面での独立性を判断しないものとする。
 - ③ 共同生活住居と日中活動サービス事業所が、それぞれ外部と直接出入りが可能な専用の入り口（玄関）を別に設けていること。
 - ④ 原則として共同生活援助の利用者と日中活動サービス事業所の利用者が建物内で相互に往来できない等、建物構造上、独立性が確保されていること。
 - ⑤ 指定基準上必要な設備（風呂、トイレ等）を共用しないこと。
 - ⑥ 地域住民との交流や町内会活動への参加など利用者のさらなる地域移行の促進に努めること。また、その取組が確認できるよう事業所において記録を保管すること。
 - ⑦ 利用者の選択によらず、日中及び夜間を通して利用者の生活が共同生活住居及び併設する日中活動サービス事業所のみで完結するような生活とならないように配慮すること。具体的には以下のとおり。
 - ア 入居予定者及びその家族等に併設する日中活動サービス事業所以外の日中活動サービス事業所の利用について十分説明すること。

- イ 上記アを踏まえ、入居予定者及びその家族等の意向を十分確認すること。
- ウ 上記イの意向確認にあたっては、相談支援事業所の関与を求めるよう努めること。
- エ 上記アからウまでの手続きについては、その事実が確認できるよう事業所において記録を保管すること。(運営指導等において確認する場合がある。)

4 事前協議

共同生活援助又は日中活動サービス事業所の指定申請や共同生活住居の追加、日中活動サービス事業所の従たる事業所の設置等を行う場合は、必ず所管の県民局に事前協議すること。

附則

この取扱は、令和8年10月1日から適用する。